

## 雍正治下に於ける考差法の成立

荒 木 敏 一

- 一、郷試主考官の學力試験（考差）
- 二、郷試同考官の學力試験（時藝一篇の試）
- 三、翰林庶吉士への就職試験（朝考）

### 一 郷試主考官の學力試験（考差）

凡そ郷闈は、宋代にあっては、判官・録事參軍等の外官の文有る者を以て試官に選用し、明代嘉靖に至って京官典試のこと始まり、萬曆以降翰林官も參用されることになつて、清初に沿用された。即ち順治八年<sup>五一</sup>の題准に依れば順天・江南の二郷試正副主考官と浙江・江西・湖廣・福建の四郷試正主考官には翰林官<sup>八</sup>を選任欽派し、他省の主考官には給事中・光祿寺少卿・六部司官等より簡用差委した。<sup>①</sup>かくの如く、宋代は外官を用い、明末以降は京官・翰

林を用いるの相違を生じが、いずれの時代も科甲の人たることを根本の前提条件とし、任用の必須資格とした。科甲の人でさえあれば、試卷審査の重責を果すべき「學行兼優」の考官を間違なく選び得るといふ絶對的な信憑感が傳統的に習慣的に、強く深く總ゆる階層に浸透し、上下を限なく支配し續けたのである。宋明以來、科甲の人を正途出身の最右翼に置いたのは要するに彼等の「學行」特に學力が、科甲以外の出身者に比して格段に優れているとせられたに在る。されば郷闈主典の考官を科甲人より選ぶに際して、彼等の學力を問題視し、これを實際俎上に載せた人は未だかつてひとりもなかった。

しかるところ、清代雍正帝に至って未曾有のこと——試験官を試験するということが始まった。即ち郷試主考官た

るべき翰林並びに進士出身の部院官を太和殿に召致して四書文二篇をもつて學力テストを施行し、帝親ら甲乙の等弟を分別し、考取せる人員を以て鄉試主考官とし、之を欽派することになって、所謂考差の制（考試試差ともいう）が成立した。時に雍正三年<sup>一七</sup>正月であつた。

前例なき此の考差の法を成立せしめた雍正帝は天下の讀書人——その數、千萬人と帝は言う——を、かつて亂臣賊子と極め付けた典型的な獨裁君主であつたが、この考差法は同時にまた一つの科擧改革でもあつた。即ち、考差制を主軸として、他の二、三の施策——同考官の學力テスト、朝考の制等——が彼によって創置されて、全體として一つの目標たる考官の體質改善、特にその學的素質の向上を指し、以て科擧の積弊を革正する糸口とした、と見るのが此の小論の骨子である。

順序として先ず雍正三年創設された考差法の成立に就いて、欽定大清會典事例<sup>卷三</sup>禮部貢擧<sup>鄉會</sup>考官に曰く、

雍正三年。諭。前各省正副主考。朕皆視其人謹慎者命往並未試其文藝。間有不能衡文者。此皆由中式之後。荒疏年久故耳。著將應差委之翰林・由進士出身之各部院官查

奏。朕試以文藝差委。欽此。

吏部遵旨。將翰林院及進士出身官員具奏。召集於太和殿試以四書文二篇。彌封訖。恭呈御覽。規定甲乙。封儲內閣。以備鄉試差遣

東華錄雍正六、雍正實錄卷二八いづれも雍正三年春正月甲子に略々同趣旨の文あり

右文に見える考差法成立の事由は、各省主考官<sup>正副各一名</sup>の

從來の選用の仕方の大きな缺點として、「學行兼優」の人を選ぶと言ふも、未だかつて學力を驗したことはない。即ちその人と爲り謹慎なる人を選ぶに汲々たるも、その學問文章に至っては誰人も思慮の外に置いて實際に試めしことがない。その結果、考官中に試卷審査の出来ない非力者が間々現れるという重大な事態を招いた。恐らく科擧登第後、多くは讀書人として學問することを怠り、その學力は衰廢の一途を辿つた結果に外ならぬと雍正帝は判斷する。これを改めるためには、學力試験を親らの手によって斷行し、成績の良き者を欽派するより外はないとし、遂に考差制の實施となつたのである。

さて前掲大清會典事例の末文に太和殿に御試して「甲乙を規定した」と見えている。甲乙を規定したとは單に試卷成績に優劣の次序を付する意のようであるが、單に次序の

みではなく、及落合否をも併せて親定したと観られる證佐が他にあるのである。その證佐というのは、同書同巻同條の雍正四年の記載に、前年實施せられし太和殿御試の結果に基き、誰人の中から欽差すべきかを掣籤によって決めることを述べているのであるが、その冒頭の一句に注意したい。そこには、

是年。將御試取定人員。書名牙籤。盛以金筒云々

とある。「御試取定人員」とは明かに雍正三年太和殿に於ける四書文を以てした御試に於て、「及第と判定された人員」の意味なることは間違ない。取定とは科場にて屢々使用される文句であり、「取士」などの類語もある如く及第者を選び取り定めるの意であることは論を俟たない。この外、同じ會典事例の同巻同條雍正九年條後にその全文を引用説明するにも、「従前考取之人。俱陸續差遣云々」と見えていることから、親定甲乙とは及落をも含んでいると見ることが出来るのである。

清代の郷試主考官は宋代郷闈の試官が地方長吏によって銓衡されたものと大いに異り、欽差の官である。之を迎える各省の長官巡撫が、先ず恭々しく請安のを行う。この

一事を見てもその他萬事が察せられる。すなわち郷試時には巡撫は監臨官として、考試事務の總宰役をつとめるが、奉典御試の主考官を迎接拜望、下にも置かぬ接待をしなければならぬ。またこの外、地方官が主考官のいわゆる勢聲を畏れて、賄賂として多くの贖儀の銀兩をひそかに贈ると云うのが常であった。中には冬衣裘衣の類まで贈る者もいた。迎接拜望は弊多しとて、之を禁じた帝もあるが、徒法空文に終つたらしい。「正考官の贖儀は副考官に増倍す」などと云われ、嘉慶七年一八主考官周興岱の收賄のと露見し、槍玉にあげられて罰せられたことあり。彼は戸部侍郎の二品の大員であつて、しかも、黃白の魔力に屈したのである。また乾隆以後各省の遠近に比例して一定の路費銀が支給される。多きは八百兩、少きも四百兩であつた。従來は省によって、一定しなかつたのを、乾隆三年一七額定したのである。その額から雍正時代の路費銀の高も類推出来るから、參考までに次頁に表示する。

この外、任務終了して回京の際、該省存公銀内に於て、歸途の路費銀が賞給される。また出京の砌、貧寒にして資斧に苦しめる者あらば、二百兩を貸與した。而して主考官

たる者、額定の路費銀以外は一銭たりとも受取るべからずと禁ぜられている。しかし、この事實の裏には却って、水増し支給があり、その他臨時の収入もあったことを思わしめるのである。その上、沿途通過の州縣が途中一切の夫馬食宿の費用を負担したのであるから、主考官たるもの自己の銀兩を支出する要は全く無かった。また應擧の士が莫大な

省別	路費、銀	典據	年次
雲南	八〇〇兩	大清會典事例 卷三三 三禮部 貢擧鄉會考官 乾隆三年の條 の上論	乾隆三年
貴州	七〇〇兩		
四川・廣東・廣西・福建・湖南	六〇〇兩		
江南・浙江・江西・湖北・陝西	五〇〇兩		
河南・山東・山西	四〇〇兩		
甘肅	六〇〇兩		
		右書同卷光緒八年の奏准	光緒八年

る賄賂を贈り登第を求めたことも言う迄もない。かくの如き風習が蕩々と流行し賄賂の渦巻く眞只中で、歴代天子が繰返えし考官の心得を説き、且つ戒めても、如何程の効果があつたであらうか。何かもっと別の種類の、説教や所罰以外の、方法が必要である。その點に於て、一見迂遠なるも考官自體の體質改善から始める。特に學力テストによって帝親らを選ぶとなると、考官も安閑としてはいられぬ。考差法はそう云つた狙いがあつたが、後に述べる如く、果して、就試を敬遠し、テストを受くるを願わぬ者があらわれるのである。

次に太和殿御試に於ける試題は四書文二篇であつたと言う。雍正以後、時には詩一首を加え、或は五經文一篇を増す等のことはあつても、清一代を通じて鄉會試と同様に四書文は常に試題からはずされたことは無かつたようである。四書は「六經の精微」であると目され、鄉會試とも第一場は四書文を以て試みたのである。しかも及落に最も深い關係あるは、この第一場の成績であつて、「鄉會試三場に分ると雖も、實は止だ一場なり。士子の誦習する所、主司の鑑別する所、四書文に過ぎざるのみ」とあることから

観ても、四書によって擧士の運命を決せられた。主考官の學力テストに於ても専ら四書文を重しとし、これをもって御試した事由は充分理解出来る。

以上、雍正三年の考差法創置の動機とその試題と成績親定の方法について解明した。次に、該考差は科舉史上、最初の試みであったとする壹是紀始の記載を紹介して置こう。同書卷六に「考差始於國朝雍正」と題する一文あり。

雍正三年。上諭。各省學政與正副考官。皆就其爲人謹慎者派往。並未考試文藝。其中竟有不能衡文者。此皆由中式後。荒疎年久故。特將應差翰林並進士出身各部院官查奏。俟朕試以文藝。再行差委。

凡そ試験官を實力試験できめるなどということはいずれの時代でも行われたことがない。少くとも宋以來例を見ない。しかも儲才の地たる翰林の官員と、かつて將相科⑩の名を恣しいままにした進士出身の官員を試験せんとするのである。尋常の帝の能く爲し得るところではない。雍正帝が近世獨裁君主の典型といわれたことは、この點からも首肯されよう。

さて右の壹是紀始によれば郷試主考のみならず提督學政

も同時に學力テストを施したと明記している。郷試正副主考官を試差というに對し、學政は學差と言われた⑪。いづれも欽差の官で、三年一度直省に出向く。學政の重要な任務に院試・歲試・科試の施行がある。この院試は童生を對象とし、あとの二試は生員を對象とする。而して科試の次の試験が郷試で、科舉試の第一段階である。かくの如く學政と郷試主考官とはその仕事の内容に於て共通せるものが大いにある。従つて學政を主考官と同様に學力テストの場に入れて親試することは、極めて妥當なる策である。宮崎博士は「科舉」の中で、儒林外史を引き、答案優劣の判定も覺えない學政の挿話を紹介されている⑫。また雍正年間、貪職累萬なるを摘發せられて斬罪を言い渡された學政俞鴻圖はその莫大なる財を賄賂によつて築いたのである⑬。かかる低劣破廉恥の學政が存在したからには、その學問文章の力も怪しい者があつて當り前であらう。

ただし、雍正帝としては、最初は學政は別として郷試主考官のみを對象とした學力テストを考えていたらしい。と云うのは、彼が即位の翌年雍正元年正月勿々吏部に對して下した諭旨には、

諭吏部。開列各省試官。在部院之舉人出身者。不比翰林人員。文章或致荒疎者。著開列。朕加考試。雍正實錄卷三雍正元年春正月とあって、各省試官を對象とし學政は對象外とされていることを傳えている。尚お右と略々同内容の記載が東華錄雍正第二にも見える。そこには「學力不足の考官を差すれば試卷審査も碌に出來まい。それにも拘らず、此等實力不足の者が、學力未だ衰えずと誇號するなら、朕が力試めしてやるぞ」と頗る辛辣皮肉の言葉を呈している。それにも増して、大切なことは雍正帝が學力テスト施行の必要を即位當初より痛感していたことを右文によって知らねばならぬ。

考差法設定の當面の目的は衡文の任に當る主考官の學力レベルの向上を期したにある。該考差は、在位十三年間に四回即ち雍正三年、七年、九年、十三年に行われ、之によつて郷試考官たるべき實力充分の豫定要員を確保しておくという意圖もある。しかし主眼は考差に落ちた者は更に學問文章に精勵せしめ、次回の考差に卷土重來せしめることを狙つたに相違ない。かくの如く、繰返えし行えば劣等非力の主考官は當然淘汰され、次第に權威ある試験官が揃つて來

る。結果として、漸次郷試そのものの威嚴は加増されて、これによつて自ら科場の惡弊陋習は多少とも革去消滅するであろう。科舉永年の積弊が、かかる過程をふんで、改革されるとせば、その突破口たる考差法を繰返えして行うことが肝要である。

しかし、考差の法だけでは所期の目的は達せられない。そこでこれと並行して實施せられた第一の方法が、郷試主考官の任用資格・根本の前提條件を進士出身者のみとし、舉人出身者は之を除外、郷試の主考官に任用される資格なしと定めたことである。皇朝通志卷七選舉略選舉によれば、このことが定められたのは第一回考差が施行されて一ヶ月後の雍正三年二月であつた。すなわち、

雍正三年二月。定試差各官專用由進士出身之人。其由舉人出身者。概不與試。

とあり、大清會典事例卷三禮部貢舉鄉會雍正三年（太和殿御試の記事にすぐ續いて）には、

又「禮部」奏。由舉人出身之郎中。主事。評博。中行。應否一併。奉旨。用進士出身之人。不用由舉人出身之人。とある。清代一般に郷試登第者を舉人、會試登第者を貢

士、殿試登第者を進士と呼ぶ。舉人は進士に比すれば待遇も劣り實職に就く迄の歲月にも大きな開きがあって、「進士は二三年待てば缺を得ることが出来るが、舉人は二十年も待たなければ缺にありつけない」と云う實情にあった。舉人の浪人が如何に多かりしか察せられるが、年老衰邁の舉人出身官をもつて、郷試を典せしむることは雍正帝にとつては不安極まることであつたに違いない。

かくの如く郷主試官の任用資格を進士出身及び翰林の人と定めたこと、舉人出身を除外したことの二事は宋明以降最初のことである。ただ康熙十年<sup>一六</sup>進士出身官をもつて郷試主考とするの令が一度定められたことがあつた。<sup>⑧</sup>しかし翰林官については何等の言及を見ていない。また康熙十年以後、實際は舉人出身官が間々選充されていることがあり、康熙の制が同帝自身によつて徹底して守り續けられたとは考えられない節がある。

さて雍正三年太和殿での御試は、合格者を取定しその姓名を内閣に封貯せしめ、郷試の差遣に備えるという所まで運んだのであつて、具體的にその中から誰人を選んで差遣するかということはまだ決定していない。雍正四年

一七  
二六 そのことが抽籤で決められることになった。即ち東華錄雍正第八によれば、

雍正四年夏四月丁丑。諭各省鄉試正副考官。朕御極以來。屢次開科取士。凡屬考官皆擇人品端方。素行謹恪者爲之。而諸臣果慎守法度。洗滌弊端。各省榜發。士林皆無異議。但聞試官之內。偶有學問不及。而所取之文未盡滿人意者。是以去年朕將在京科目出身官員。應開列正副主考者。通行考試。分別等第記名。以備簡用。

今鄉試屆期。將記名人員製籤命往。使典試事。

大清會典事例卷三

三三禮部貢舉  
鄉會考官略同

右の大意は「郷試を來年に控えて此の際、昨年親定した郷試主考官の中から、正副の別をつけて誰々を欽派するか、それを製籤によつて決めたい」との雍正帝の考えである。さてしからば、如何にして製籤が行われたか、大清會典事例<sup>三三</sup>禮部貢舉<sup>鄉會</sup>考官<sup>三三</sup>について見よう。

是年（雍正四年）將御試取定人員。書名牙籤。盛以金筒。每屆按省分差之期。設黃案於午門外。令書名人員會集。命大學士同禮部堂官。奉金筒置案上。製籤唱名。宣讀上諭畢。大學士將所製名籤。恭請欽定正副主考差往。

右、抽籤の次第は前年學力テストに合格した者の姓名を記したくじの入った金筒を午門外の黄案上に置く。その現場には記名されたすべての主考官豫定者を集合せしめる。大學士に命じて禮部の堂官と共に製籤せしめ終れば唱名する。つまり、當選者の名を大聲で讀み上げる。これで差遣すべき主考官人員が決定したが、正副の別は、と言うに、當選者の名籤が大學士の手によって帝に捧呈され、帝によって欽定されたとある。

雍正帝がこのように製籤を用いたことは洵に賢明であつた。公平を期しての抽籤であろうが、その慎重さに對して、平心に脱帽してよと思ふ。と言うわけはその後、この抽籤と唱名による法が廢されたらしく、考差終了後、合格者の名單が天子に捧呈され、天子が硃筆を以て丸印を付した者を、差遣の官とするという法に變つた。ところがこの名單を天子に捧呈するのが太監の役であつて、彼に豫め贈賄しておかないと、この名單にたとえ姓名の載っている者でも、選から洩れたと云う奇々怪々なことが實際起つていたのである。すなわち清神類鈔考試類「考差」に

鄉會試考官。須先考差。考後必開名單。進呈御覽。候上

加硃筆被圈者。始得差。然非行賂。亦不可恃。因太監持單入時。單中雖列本人之名。若別無賄賂。則名上輒有告暇扣資等字樣。置手指中。臨進時貼之。無人覺察。

右によれば、賄賂を贈らなかつた者には、太監がその姓名上に告暇・扣資などの文字を記した紙片を祕かに指間に忍ばせ、捧呈の際それを貼りつけたと言うのである。かかる驚くべきカラクリと不正が行われることを、或は雍正帝が豫測して、慎重にも製籤法を採用したのであらうと思ふ。

一體、雍正帝は性格として、案外神經の細かい人であつたらしい。部屋住み四十年の間に、苦勞もした結果である。現に彼は「朕、藩邸にあること四十年、世相人情知らざるは無し」といい、また「群下の隱情、皇考にあつては、能く深知されていないが、朕は子臣の位に居ること四十年なれば、臣庶の情形皆な親見する所である」ともいつてゐる。この苦勞性から發する彼の科擧の施策にもそれが能くあらわれている。例えば或は貧寒擧人や會試下第の擧人に路費銀を屢々支給していること（宋明にも下第擧人に賜與することはあつて、珍しくはないが、帝の場合その回数が多いことが目につく）また或は會試貢院で必要とする物



品だと言つて五城民間の卓子椅子の類を借り上げはならぬ、いと工部に命じ、或は好學心に燃える苗獠の人に就試入學院試をうけてするを許可し、或は農民の勤勞作苦を察し、郷學に入る。手足にまめやあかぎれを作り以て租賦に供し、父母妻子を養う生活に同情の目を注ぎ、漢の孝弟力田科に仿つて力田科を設け、毎年一人篤農の老を擧げしめ給するに八品の頂戴を以てしたが、更に河南總督田文鏡に命じて右の外に所屬州縣から別に力田の老農を擧げ（同様の頂戴を與える）ことを命じている。

さて次に再び主題たる考差法に就いてその後の變遷は、と見るに皇朝文獻通考卷四 選舉考三擧士雍正七年の條に、第二回目の考差が行われたことを記している。

又奉諭旨。考官專司衡文之任。必須學問明通者。始能鑒別不爽。雍正三年。曾將在京科目出身。應充正副考官之員。通行考試。分別等次記名。於雍正四年製籤。命往各省。使典試事。今已越三年。從前考取人員。其中陞遷外任。及告暇回籍者甚多。卽有在京者。其所學或以日久漸荒。而前此之未曾入選者。今用數年之功。文藝未必無所進益。且陞遷新到之員。亦復不少。著照雍正三年之例通

行考試。俟朕分別記名以備持衡之任。有不願就試者亦聽

其意。大清會典事例卷三  
三三禮部貢舉略同

右に依れば、雍正三年考取した郷試主考官の中で、陞遷外任の人とか、告暇回籍の人が甚だ多く出たこと、また前回  
の考差に合格しなかつた者で、この三年間學問文章に精勵して進歩した者もあるであろうと考えたこと、その上、新たに科擧に登第して進士の肩書を得た者雍正中に、元年の登極八年十一月の五  
科が行われたも多く出ていること等の理由によつて、四年振りに考差を行うことになつたとある。

さて右文中、看過すべからざるは最後の一句で、考差を受くるを希望しない者があつたという事實である。大清會典事例卷三 禮部貢舉鄉會 考官にも  
其願就試者聽。

とあつて、恐らく自信のない者が考差を敬遠したに由るのであつて、當局はその任意にまかしたとあるが、この點、雍正帝の所期の目標たる非力考官の淘汰、主考官全體の質的向上が早くも三年目に現出して來たと見られ、考差の法の効き目があつたことを示唆しているのである。

なお、この第二回の考差については皇朝文獻通考卷四九 選

舉考舉士にも

〔雍正〕七年。仍行御試。分別記名。

と見えていることを付言しておこう。

第三回目及び第四回目の考差については大清會典事例

卷三 禮部貢舉 鄉會  
考官に

〔雍正〕九年。諭。從前考取之人。俱已陸續差遣。應再

行考試。俟旨簡用。

〔雍正〕十三年。諭。今年鄉試之期。著將在京應差人

員。遵照舊例考試候旨。

と見え、十三年の方は、皇朝文獻通考<sup>卷四</sup> 選舉舉士にも次

の如き簡単な文が七年の續きに見えている。

十三年。鄉試主考。皆如之。

以上、雍正治下に於ける考差の法の變遷について略述し

た。最後に附言したいことは、清代考差法のもつ意義であ

って、該法は結局鄉試主考官の採用試験たる性格をもつ

が、先にも指摘した如く、宋の解試考官と異り、奉命典試

たることに注意したい。つまり、近世獨裁君主の直々の命

をもっていると言う點に於て、鄉試主考官となることは本

人の履歷上、重要な事項として、清史列傳中、某年某省

の主考官に任ぜられたことが記載されている。宋史などの  
列傳には鄉闈典試のことは履歷として記載されたものは無  
い。宋と清と、同じ科舉試の第一段試であるが、兩者に大  
なる開きのあることを知らねばならぬ。

該考差制は乾隆嘉靖と續いて施行されたことは言う迄も  
ない。その方法に多少の變更があつたが、清末まで實施さ  
れた。それに就ては他の機會に譲るとして、次節に於て該  
法と並行して雍正帝が採用施行した鄉試同考官の學力テス  
トについての説述に移りたい。

## 二 鄉試同考官の學力試験（時藝一篇の試）

前節に於て鄉試主考官に對して考差法を以てし、その素  
質向上を計り、且つその考差を受くる者は翰林官員と進士  
出身部院官の二者に限定したこと、またその所期の効き目  
が着々と現れて來たこと等を明らかにした。次に主考官の  
補佐役として、試卷を分校閲檢する同考官に對しても一種  
の學力テストを行ったことに就いて本節に於て述べたい。

皇朝文獻通考<sup>卷四九</sup> 選舉考士 及び世宗實錄及び東華錄雍正

第二などにその事が見える。今その三書のうち東華錄雍正

二によれば、

雍正元年五月己亥。又聞各省鄉試房考。凡州縣官。由科甲出身者。止許入闈一次。夫考官。以秉公精鑒。識拔人材爲主。何論曾否入闈。嗣後凡遇鄉試科。各省督撫臨場調齊。科甲出身之員。不論已未分房。監臨試以時藝一篇。其文理優長者。爲內簾房考。荒疏者俱外場執事。則分校得人。而佳文盡拔矣。

右に依れば、學力テストは巡撫が行うこと、州縣官の科甲出身の者を、時藝一篇を以て試めすこと、その成績によって、内簾房考又は外簾執事に分け任命すること、以上である。大體、鄉試の考官として、主考官は正副各一名を以て成り、同考官はまた、房官ともいい、その人數は省の大小により、十八名から八名の間を往來する。任務は試卷の分校評閱にあり、彼等に與えられた所定の房内に所定數の試卷が廻送されて來ると、その分だけを採點、評閱したる試卷を主考に送る（薦卷）。試卷の最終の去取は主考官の掌中にありて、同考官にはない。而して同考官は科甲出身の州縣官より選ぶが、雍正帝はその考官たりし經驗の有無を問わず、時藝一篇を以て巡撫（即ち監臨官）の手によって加試せし

め、成績優秀者は同考官に、惡しき者は外簾執事とすることに決定した。

一般に清初以來、同考官はその省の科舉出身の屬官及び隣省の科甲の推官・知縣等を用いた。根本的な任用資格として科甲の人たることとしたのは主考官の場合と同様である。その科甲出身の州縣官が同考官として選用される場合入闈の經驗の有無より、重要なのは、その人の學問文章の實力の有無であると雍正帝は考えた。この學力テストも考差と同じく同考官の學力向上を目標として設けられたことは言う迄もない。

次に雍正帝は從來、現任知縣や藩臬が鄉試に關係することに疑問を抱き、之を罷めて代案を考出實施している。清初以來、知縣が同考官に度々任用されているが、知縣は親民官として、最も牧民に精勵すべきである。それが鄉試の貢院に入ったきり、動もすれば數ヶ月の長きに亘って、鄉試に専念して政治を留守にすることは安當でない。そこで、雍正帝は雍正五年一七〇七現任知縣の同考官拜命を一切罷めることにした。いま其の經緯を皇朝文獻通考卷四九選舉考三舉士雍正五年の條に就いて見るに、

又奉諭旨。外省鄉試房考。舊例皆用現任知縣入闈。朕思。知縣身爲民牧。地方政務甚繁。入闈動經數月。諸事或至遲悞。朕意。欲將外省房考之例。斟酌更定。或於隣省中。舉人進士之在家候選者。臨期調取數十人。交於監臨之督撫。秉公掣籤。令其入闈分校。著九卿詳議具奏。尋議。順天鄉試。仍照舊例。其外省鄉試。飭令所屬地方官。將在籍之進士舉人文行素優者。送督撫衙門驗看。以備隣省調取。大省十八房取用三十名。中省十四房取用二十五名。小省十二房或十一房取用二十名。十房取用十八名。隣省咨文到日。遣官伴送。人給路費銀三十兩。臨期掣籤。得內簾者。入闈分校。餘令回籍。至外簾之收掌等五所官。仍於本省府州縣佐貳等官內委用。從之。

右の要旨は現任知縣の房官拜命の代りに、隣省の舉人・進士出身の待命者を先ず數十人調取し、之を監臨官たる督撫に交し、掣籤によつて人選決定すると云う原案を雍正帝が作成し、九卿の詳議に付した。その結果、順天鄉試は從來通りとするが、外省は所屬地方官に命じて、在籍の進士舉人にして學行優秀なる者を督撫衙門に送り、驗看し、隣省の調取に備える。その割當の人數は、大省十八房に對して

三十名を取用する。以下、中省十四房に對して、二十五名、小省十二、又は十一房に對して二十名、十房に對しては、十八名の割合である。而して隣省からの咨文到着の日、官員をして伴送せしめ、鄉試の期日前に掣籤にて每房一名を決定する。内簾官を引き當てた者は入院して分校の任に當り、その他の者は隣省に歸えらしめると云うことになった。

要するに雍正帝は政治は政治、科擧は科擧として、判然たる一線を劃することが、結局、科擧そのものに取つても最良策であると考へたに相違ない。更に大切なことは、地方官と地方讀書人との間に顔なじみがあるのが普通である。周知の如く明代以來科擧を受くる必須の資格は地方州縣擧の生徒即ち生員でなければならぬ。而して生員ともなれば、準官吏待遇を受けるから、自由に官場を遊泳し、その筋の大官要員に知己を求めることが出来る。否、こうして、大官と接觸を保つておかねば科擧試突破は難しいとされた。鄉試同考官に現任知縣が任命される清代に於て、擧士は勿論、知縣に接近して行く。それが官場の常であつたのである。

雍正帝は、後述するが、考官と舉士との關節通同を最も排撃し、通同にて登第した場合、前例なき斬立決の極刑を以て處罰している。このような嚴正なる處置を採れる雍正帝としては、現任知縣を房考官に任命する從來の方法は危険極まりないこととして、當然廢止せねばならない。彼は、斯く考えて、慎重にも隣省の待命せる進士舉人、即ち未だ銓選を受けていない科甲の人をもって、房考官に任ずることとし、先ず各省既定の房考官數の倍近い人數を取り、その中から更に抽籤で最終的に規定數の房考官を決定人選すると云う慎重の上にも慎重な方法を採っているのである。

さて雍正帝は次に布政使と按察使とが夫々鄉試の提調官試場雜務監試官主として試場の總取締、内外の監察に任ずる在來の法を雍正七年七九に廢罷した。東華錄雍正第十五雍正七年秋七月丁巳の條に、

諭内閣。各省鄉試。舊例以巡撫爲監臨。布政使爲提調。

道員爲副提調。按察使爲監試。道員爲副監試。朕思藩臬二員。乃通省錢糧刑名之總匯。入場一月有餘。將地方公

事。沈閱遲延。於官民均爲未便。況場務既有道員二人。

則科場之事。已有大員料理。不必又用藩臬。從今科始。

各省以道員二人爲提調官。一人爲監試官。永著爲例。

右文に依れば、一省の錢穀刑名を司る藩臬ともあろう大員が一ヶ月餘りも鄉試事務に没頭専従することは、公事上、實によるしくない。監試・提調ならば道員で間に合う、と言うのが帝の考である。因みに道員も避けねばならぬという意見も出ようが、兩官は全く試卷審査には關係のない官である。

この雍正七年の改正案は後にも受繼がれ、清一代の定例となった。

### 三 翰林庶吉士への就職試験(朝考)

殿試終了直後、新進士が翰林庶吉士見習官、庶常ともいうに任ずる

ために受くべき試験殿試同様に保和殿で行うを朝考といい、雍正元年

一七創設され、光緒二十四年まで續いた。<sup>①</sup>官途に於いて昇

進最も速く、且つ儲才の地たる翰林院入りを志望する多くの

新進士にとっては、正に大切な就職試験であつた。朝考の

内容乃至實施の方法に就いては、清國行政法第三卷科舉・朝考

宮崎博士の舊「科舉」昭三十一年 秋田屋刊の第一六〇頁・同博士の

新「科擧」昭三八年 中公新書 第一六四頁・商衍鑾氏「清代科擧考試

述録」一二五頁などに依り、殆ど、その全貌が把握出来るが、

ただその設立の動機と目的に就いて考究する必要がある。

先ずその動機の第一として雍正帝即位の當初、翰林官員が

過剩現象を示していたという事實があり、雍正帝は之を是

正するために、庶吉士を出来るだけ嚴選することが必要だ

と考えた。雍正實錄卷二 雍正元年十月乙丑の上諭に、

從前聖祖康熙加意育才。循循訓導。又纂修各種書籍。需用

甚多。故翰林院編檢。幾至二百人。庶吉士亦五六十人。

朕臨御之初。未有編纂諸事。又未能如聖祖之善於訓導。

誠恐人才置之閒散。特多方錄用。內而科道吏部。外而道

府州縣。俱各隨材器。使務令疏通。今編檢尚有百餘人。

庶吉士尚有數十人。……今朕特恩開科。人材輩出。將來

揀選庶常。朕當親加考試。引見揀選。

康熙以來、翰林院編修・同檢討は二百人、庶吉士五六百人

と云う大世帯になったが、編纂事業の計畫もない雍正帝に

とつて多過ぎるというのだ。人材を閒散な翰林院に置くの

は當を得た策でないから、務めて多方録用して見たが、ま

だ、編檢百餘人、庶吉士數十人もいるという状態である。

そこで、どうしても今後は考試を行い、庶吉士を選取することにしたい、と雍正帝は考えたのである。要するに試験によつて庶吉士を嚴選し、かくして翰林官全體の減員を計らうと云うのである。

しからば何故に翰林官の過剩現象が雍正頃までに現れたのであるか。それは從來の庶吉士の選び方が保擧に主として依つたことに在るらしい。保擧實施については餘り知られていないようであるから、一應、觸れて置かねばならぬ。石渠紀餘卷五「紀進士」に次の如く見える。

進士授官之制。國初選庶吉士。專由保擧。雍正初。設朝考。猶與保擧兼行。

保擧は多く九卿の保擧によつたと見てよい。というのは朝

考成立後、保擧も參用されていて、乾隆二年一七三七の議准皇朝

通考卷五〇選によれば、「近來新進士。於放榜後。先令九卿保擧。然後帶領引見。選用庶常」とあり、恐らく國初の

保擧も乾隆二年の議准にある保擧の如く、九卿に命じて行

はしめたと解せられるのである。

思うに保擧の法には大なる缺點がある。どうしても散漫疏略に流れ易く、濫薦に陥りる。それは多く請託が原因で

ある。乾隆二年<sup>一七</sup>御史程盛修の奏言に依り、保舉が廢止されるが、その奏言の中にも「保舉を例として施行して以來、廣く請託の門が開かれた」とあるによつても判る。

是れに依つて之を觀れば、雍正即位當初の翰林官の過剩は編纂事業のみに起因したのではなく、一面に於て保舉の影響もあつたと見られるのである。

朝考創設の第二の動機は、康熙四十一年<sup>一七〇二</sup>庶吉士が鄉試副考官として欽派されることになつた事實——これである。清史列傳<sup>卷七</sup>一 文苑傳二張致彌に

〔康熙〕二十七年。成進士。改翰林院庶吉士……四十一年。充山西鄉試副考官。庶常典試始此。

と見える如く、張致彌は庶吉士の身分を以て、山西副考官として欽派されている。此のことが何故、朝考成立の原因となつたか、次に説明しよう。

そもそも庶吉士とは翰林官の見習いであつて、三年間庶常館にて學習した後、散館考試<sup>了試験</sup>を受け、その成績第一等は翰林院の本官たる編修又は檢討に任ぜられ、第二等は中央政府の京官を授けられ、第三等は地方州縣等の外官に任用されるのを待つ、という構成になつてゐる。従つ

て、庶吉士が鄉試典試の任に當るとすれば貫祿も足らないし、學力も未だしの感が深い。とすれば、一應、その授職の際に、實力試験をして置いた方がよい。否、絶対必要である。

次に朝考の目的であるが、結局、庶吉士の學力充實のためであつたと見られる。これには他に一つの論據がある。その論據とは清代雍正帝によつて設置された大考<sup>主として翰林侍讀學士以下の</sup>の制が次に掲ぐる清稗類鈔考試類「翰林大考始於雍正」に明記されている如く、庶吉士等の學力向上を目標として創置されていることである。

雍正癸丑<sup>十一年</sup>四月上諭。嗣後庶吉士等雖經授職。或數年以後。或十年。朕再加考驗。若依然精熟。必從優錄用。以示鼓勵。其遺忘錯誤。亦必加以處分。是爲翰林大考之始。

しかして、商衍鑿氏も大考が主として翰林官員侍讀學士以下を對象とする考試乃至考績であつて、その目的の一つは、彼等が將來、奉命典試する際に、「その職に稱わざることなきように」との意圖をもつて實施されたと言つてゐる。これと略々同様のことが、朝考の場合のとも言えると思

う。

以上、述べた如く、朝考制の創設は、當面の目的としては、翰林官員の嚴選縮少にあり、これによって、翰林官員の素質向上を計り、殊に庶吉士が鄉試を典試するとなれば、之が學力を一層高度に高めることが必要である。かくの如き意圖をもつてはじめて設けられたと觀て大過あるまい。

以上、考差・朝考・同考官試などはいずれも、雍正帝の創設とするもので、その目的は一つ、即ち考官たるべき官員の學制的向上、素質改善にあつたことを述べた。このよくな積極的な施策を行つた雍正帝は一方に於ては考官の關節通同に對して極刑を以て之に臨み、以て科場肅正を計つたことを述べて結末を急ぎたい。

大清會典事例卷三禮部貢舉申嚴禁令に

〔雍正元年〕又覆准。考官士子交通作弊。一應採名受賄。聽情關節中式者。審實。將作弊之考官。並貪緣中式舉子處斬。皆立決。皇朝通考卷四七選舉考 舉士順治十七年條同

とあるに依れば、考官と士子とが通同し、受賄關節によりて登第せる場合、審實ならば考官舉士ともに斬立決の宣告を受けたことを知る。從來、考官と舉士との通同賄賣の罪

について大清會典事例卷三禮部貢舉申嚴禁令に、

〔康熙〕三十九年覆准。主考官有交通屬託。賄賣關節。貪緣中式。事發情實者。按律從重治罪。

とあつて、雍正の罰則に比して遙かに軽い。また東華錄雍正一七雍正七年冬十月壬戌の條に

又〔有人〕密奏。今年〔順天鄉試〕場前有房考一二人與士子往來者。夫以科場久已肅清之時。不應尚萌暗通聲氣之想。凡科甲出身之官員。自知有衡文之分。便當遠避嫌疑。杜絕干謁。何至以交遊形蹟。啓人議論之端。……況國法具在。朕不能曲爲寬假也。思之。慎之。

とありて、順天鄉試房官と士子と聲氣暗通あるべからざるを警告している。雍正帝が通同作弊を最も忌み、これが取締りには神經を頗る尖らしていたことを物語っているが、この外、「鄉試主考官には徇私の處あるべからず。」と諭し、また翰林官には開場を前にして舉士から請託を受けてはならぬと警めている。

そもそも雍正帝は本來、科甲嫌いで有名であつたが、科場の外にありては進士舉人の姑譽姑名・結黨朋比を最も忌み、科場の内側では典試の責ある欽差の官が不正を犯すこ



と、殊に通同關節を以て最も排撃すべき陋習と考えていた  
 のであろう。されば宋明以來未だ例を見ぬ極刑をもって、  
 通同作弊の考官を舉士もるとも處罰せんとしたのである。  
 進んでは考差制・朝考等の學力テストを設置し、考官の體  
 質改善を計り、退いては考官の不正を徹底的に取締ること  
 が雍正帝の科舉制策の基本線であり、これによって科場内  
 外の積弊を少しでも除去し、以て改革の實を擧げんとした  
 のではあるまいか。

## 註

- ① 宋史卷一五五選舉志、陔餘叢考卷二九「鄉闈用京官主試」  
 ② 商衍縈「清代科舉考試述錄」六九頁  
 ③ 大清會典事例卷三三三禮部貢舉鄉會考官  
 ④ 東華錄雍正第二十一雍正十年十二月乙丑の上諭中に「朕思天  
 下讀書之人甚多。或者千萬人。」  
 ⑤ 拙稿「雍正二年の罷考事件と田文鏡」東洋史研究一五ノ四  
 ⑥ 宋史卷一五五選舉志  
 ⑦ 大清會典事例卷三三三禮部貢舉鄉會考官  
 ⑧ 同書同條順治十七年  
 ⑨ 同書同條嘉慶七年上諭  
 ⑩ ⑨に同じ  
 ⑪ 同書同條乾隆六年上諭  
 ⑫ 皇朝文獻通考卷五〇選舉考舉士乾隆八年上諭

- ⑬ 十駕齋養新錄卷一八「科場」  
 ⑭ 明馮夢禎「歷代貢舉志」  
 ⑮ 清稗類鈔考試類「考差」  
 ⑯ 宮崎市定「科舉」秋田屋刊（昭二十一）四七頁  
 ⑰ 東華錄雍正第二十四、雍正十二年三月甲申  
 ⑱ 皇朝文獻通考卷五〇選舉考舉士乾隆元年上諭  
 ⑲ ⑳ 商衍縈「清代科舉考試述錄」六九頁  
 ㉑ 東華錄雍正第十五、雍正七年十月庚戌  
 ㉒ 同書雍正第十、雍正五年閏三月乙酉。  
 ㉓ 東華錄雍正第一〇、五年三月癸丑 雍正第十一、五年十月乙  
 未、雍正第十六、八年三月辛巳、雍正實錄卷二十六雍正二年  
 十一月乙丑。  
 ㉔ 雍正實錄卷九雍正元年七月甲辰  
 ㉕ 雍正硃批諭旨王朝恩雍正二年七月十八日  
 ㉖ 東華錄雍正第四雍正二年二月甲子、雍正第十四雍正七年三月  
 丙午。  
 ㉗ 清稗類鈔考試類「隨場去取」に光緒戊戌（二十四年）六月。  
 停止朝考とあり。  
 ㉘ 宮崎市定「科舉」中公新書一一五頁  
 ㉙ 商衍縈「清代科舉考試述錄」一二六頁及皇朝通考卷五〇  
 雍正實錄卷三雍正元年春正月癸卯上諭  
 ㉚ 大清會典事例卷三四〇禮部貢舉申嚴禁令